

令和5年度 やまなしあぐりゼミナール研修生募集要項

やまなしあぐりゼミナール研修実施要領第2の2に規定する研修対象者（以下「研修生」という。）の令和5年度の募集について次のとおり定める。

(研修生の要件)

第1 募集する研修生については、事前に農務事務所の就農相談を受け次の要件を全て満たす者とする。

- 1 基礎から実践に至るまでの生産技術や知識の習得が必要で就農に対し強い意欲を持つ者
- 2 県内に住所を有し、原則、派遣研修地に就農定着できる者
- 3 三親等以内の親族ではない研修指導者の下で研修する者
- 4 公益財団法人山梨県農業振興公社（以下、「公社」という。）や研修指導者等の指導に従い、研修を継続できると見込まれる者
- 5 年間1,200時間以上の研修期間において農作業に連続して従事できる体力と健康を有する者
- 6 普通自動車免許を有する者（研修開始までに取得する見込みの者を含む）
- 7 研修期間中、傷害保険に加入できる者
- 8 原則、就農時50歳未満の者で、県内に独立・自営就農又は親元就農を希望する者。
ただし、畜産の研修を希望する者は雇用就農も可とする。

(研修品目)

第2 研修品目は、次のいずれかとする。

原則、果樹、野菜、畜産

(研修期間)

第3 研修の期間は、原則令和5年5月1日から開始し、原則1年以上2年未満とする。

(研修生募集人数)

第4 募集人数は、10名程度とする。

(応募の手続き)

第5 応募の手続きは以下のとおりとする。

1 応募方法

研修応募申請書（別紙）により応募するものとする。

2 応募書類の提出先

応募書類は公社へ提出する。なお、提出された応募書類は返却しない。

3 募集期間

令和5年4月6日（木）～令和5年4月13日（木）午後5時必着

(研修生の決定及び発表)

第6 研修生の決定については、書類選考及び国新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）及び国新規就農者確保緊急対策（別記5就農準備支援事業）の採択状況に基づき総合的に審査・選考し決定する。

決定者については、本人あて通知する。

(選考結果の情報開示)

第7 選考結果については、公社の情報公開に関する要綱の規定により、開示を申し出ることができる。

(問い合わせ及び連絡先)

第8 研修生の募集についての問い合わせ先は、公社及び農務事務所とする。

公益財団法人 山梨県農業振興公社

〒400-0034 甲府市宝一丁目21-20

電話 055-223-5747

中北農務事務所 農業農村支援課

(甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町)

〒407-0024 韮崎市本町四丁目2-4 北巨摩合同庁舎2階

電話 0551-23-3292

峡東農務事務所 農業農村支援課

(山梨市、笛吹市、甲州市)

〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎3階

電話 0553-20-2707

峡南農務事務所 農業農村支援課

(市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町)

〒409-3606 西八代郡市川大門町高田111-1 西八代合同庁舎1階

電話 055-240-4116

富士・東部農務事務所 農業農村支援課

(富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村)

〒402-0054 都留市田原二丁目13-43 南都留合同庁舎2階

電話 0554-45-7806